

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

令和6年7月10日

福島県知事 内堀 雅雄

1 業務概要

- (1) 業務名 ふくしま消防力強化事業支援業務
- (2) 業務内容 消防団員確保のため、市部の若者を対象に消防団への認知度等を調査・分析し、効果的な広報戦略を策定し、広報活動を行う。
※詳しくは、「ふくしま消防力強化事業支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 令和7年2月28日

2 公募型プロポーザル方式の内容

業務仕様、審査基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は福島県地域防災サポーター養成事業業務公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）による。

3 参加資格

企画提案書を提出する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 県と円滑に連絡調整できるよう体制を整えておけるものであること。

(8) 審査会実施日から起算して前3年間、仕様書に合致した業務又はこれと同種、同規模の業務についての実績があり、かつ確実に業務を履行できる者であること。

(9) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

4 手続等

(1) 問合わせ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県消防保安課

電話：024(521)7190 FAX：024(521)9829

mail：syoubou@pref.fukushima.lg.jp

(2) 企画提案書等の提出期限及び提出方法等

ア 提出期限 令和6年7月22日（金）17時まで

イ 事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格A4版）

ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類（任意様式）

エ 会社概要書（第3号様式）

オ 業務実施体制書（第4号様式）

カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第5号様式）

キ 担当者経歴書（様式第6号）

ク 提出部数 ア～キ 各6部（正本1部、副本5部）